

わたSHIGA輝く国スポ近江八幡市売店設置運営要項

1 目的

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市歓迎・接伴基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者及び一般観覧者のおもてなしに努めるとともに、近江八幡市の特産品等の紹介及び販売を促進するため、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店は、競技会場に設置する。

3 設置期間

売店の設置期間は、競技会場における競技の開始日から終了日までとする。

4 開設時間

売店の開設時間は、開会行事又は競技開始1時間前から競技終了又は閉会行事終了後30分までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じて開設時間を変更することができる。

5 出店数、位置及び規模

出店数及び位置は、実行委員会が決定し、出店規模は1店舗当たり1ブース約20m²（2間×3間のテント相当）とする。ただし、実行委員会は出店状況等勘案し、必要に応じてこれを変更できるものとする。

6 運営設備等

出店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては、実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。

なお、実行委員会の売店出店許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者にあっては、実行委員会に申出をするとともに、必要に応じて近江八幡消防署に届出をするとともにブース内に必ず消火器（使用期限内のものに限る。）を設置しなければならない。

- (1) テント1張以内（テント以外での出店の場合は、テントの準備はありません。）
- (2) 長机6台以内
- (3) 椅子4脚以内
- (4) その他実行委員会が運営設備として必要があると認めたもの

7 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

- (1) スポーツ用品

(2) 国スポ記念グッズ

公益財団法人日本スポーツ協会又はわたＳＨＩＧＡ輝く国スポ・障スポ実行委員会の使用承認を得ているもの

(3) 郷土物産品

(4) 飲食物（アルコール飲料を除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく表示がなされているもの

イ 現地調理品

売店において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、提供直前に加熱処理を行うものであること。

なお、下処理をする場合は、あらかじめ営業許可施設等で行うこと。

(5) 宅配便

(6) その他実行委員会が必要と認めたもの

8 出店者要件

売店の出店者は、(1)及び(2)に該当する者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

ア 申請時に1年以上、近江八幡市内に店舗を有して営業している者

イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

ウ 第74回国民体育大会（第78回国民スポーツ大会含む。）以降の国体又は競技別リハーサル大会に出店実績がある者

エ その他実行委員会が認めた者

(2) 次の条件の全てに該当する者

ア 競技開催期間中、この要項で定める事項を厳守し、継続して出店すること。

イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。

ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、申請時点において過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。

エ 飲食物販売の出店者については、申請時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。

オ 申請時点において、市町村税、法人税（個人の場合は所得税）、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

カ 「近江八幡市暴力団排除条例」第2条第1号又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員、又は暴力団員等と密接な関係を有する者ではないこと。

9 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、以下の書類を実行委員会に提出するものとする。

- (1) 売店出店申請書（様式第1号）
- (2) 売店出店概要書（様式第2号）
- (3) 売店従事者、運搬車両予定表及び持込備品調書（様式第3号）
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (5) 営業許可証又は受理印が押された営業許可申請書の写し（保健所の許可等が必要な商品の場合）
- (6) 主たる事業所のある自治体の市町村税の納税証明書（写し可、発行から3か月以内のもの）
- (7) 法人税（個人の場合は所得税）、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書（写し可、発行から3か月以内のもの）
- (7) 売店責任者及び従事者の本人確認書類（免許証、パスポート等公的機関が発行したもの）の写し）

1 0 出店者の選定

実行委員会は、前項の規定により出店申請を行ったものについて、この要項に基づき審査を行い、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、申請者が次のいずれかに該当するときは、実行委員会は当該申請をした者を優先して出店者として選定することができる。

- (1) 売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 障害者就労施設等
- (3) その他実行委員会が適当と認める者

1 1 売店出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、「売店出店許可決定通知書（様式第5号）」を交付する。また、出店料の納付を確認した後、「売店出店許可証（様式第6号）」を交付する。

1 2 経費負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、実行委員会が別に定める出店料を負担する。
- (3) 前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者については、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、「売店出店料免除申請書（様式第7号）」を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、承認した者に対し「売店出店料免除決定通知書（様式第8号）」を発行する。
 - ア 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）」に規定する障害者就労施設等
 - イ 実行委員会の要請により出店する場合
 - ウ 上記に掲げるもののほか、実行委員会において特に必要と認める者
- (4) 出店を許可された者は、実行委員会が指定する期日までに、実行委員会が指定する口座に出店料を納付すること。なお、振込に係る手数料は、出店者の負担とする。

- (5) 既に納付された出店料は返還しない。ただし、実行委員会が特に必要があると認めたときはこの限りではない。

1 3 保健所及び消防署への手続き

(1) 保健所

臨時営業許可を必要とする出店者は、実行委員会から出店者として選定されたときは、速やかに保健所に許可申請を行い、営業許可証又は受理印が押された営業許可申請書の写しを実行委員会に提出しなければならない。

(2) 消防署

東近江行政組合火災予防条例（昭和47年中部地域消防組合条例第1号）第45条第1項第6号の規定に基づく「露店等の開設届出書」の提出については、出店者として選定したもののうち、火気器具等を使用する旨の申告があったものについて、実行委員会が取りまとめて行うものとする。

1 4 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店設置期間中は常駐させるものとする。
- (2) 出店者は、売店責任者に変更があったときは、速やかに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、実行委員会の指示に従い、売店の運営に当たらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理、保管及び販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

1 5 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売すること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理及び加工等をすること。
- (5) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (6) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が郷土物産と認めたものはこの限りではない。
- (7) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (8) 実行委員会の許可を受けていない火気器具等又は燃料等危険物を使用すること。
- (9) その他国スポ運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

1 6 厳守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 実行委員会から交付される「売店出店許可証（様式第6号）」を店頭の見やすい位置に掲示すること。

- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等を表示するところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する売店にあっては、ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収すること。
- (6) 販売品等の搬入及び搬出に使用する車両には、実行委員会が別途交付する通行許可証等を見やすい位置に掲示すること。
なお、原則として搬出入車両は、1 売店につき 1 台とする。
- (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、国スポーツ運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (8) 従事者は清潔感のある服装を心掛け、実行委員会が別途交付する ID カードを着用すること。
- (9) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切・丁寧な対応を心掛けること。
- (10) 飲食物を販売する売店にあっては、食品衛生関係法上の規定を厳守するとともに、保健所の指示に従うこと。
- (11) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等を出したときは、その指示に従うこと。
- (12) 従事者の変更、追加、削除等があった場合は、速やかに実行委員会に報告すること。
なお、変更、追加の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
- (13) その他関係法令等を遵守し、施設管理者及び実行委員会の指示に従うこと。

1 7 管理運営

売店における販売品及び売店設備の管理は、出店者の責任において行うものとし、火気、盜難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

1 8 事故等の発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生した時には、売店責任者は、初期対応に当たるとともに直ちに実施本部に連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見した時は、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

1 9 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができるものとする。

なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の還付を請求することはできない。

- (1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。

- (2) 「売店出店許可証（様式第6号）」の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 「売店出店許可証（様式第6号）」の交付を受けた者が、その交付日から大会終了日までの間に食中毒を発生させたとき。
- (4) 保健所からの指示があったとき。
- (5) その他実行委員会が売店の運営管理において不適当と認めたとき。

2 0 損害賠償

出店者（従事者を含む。）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

2 1 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することができない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店の準備に要した経費等の補償を実行委員会に請求することができない。

2 2 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状に復し、実行委員会の検査を受けなくてはならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

2 3 個人情報の取扱い

売店従事者等の個人情報については、実行委員会が売店設置運営のためのみに使用するものとし、その他の目的には使用しない。

2 4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における売店の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。